

事 務 連 絡
令和 8 年 8 月 14 日

県内障害福祉サービス事業所等
関係法人 代表者 様
(政令市・中核市を除く)

神奈川県福祉子どもみらい局
福祉部障害サービス課

令和 8 年熊本地震にかかる福祉避難所等に対する福祉関係職員等の派遣に係る費用の取扱いについて（周知）

本県の障がい福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、令和 8 年 7 月 31 日付けで厚生労働省各課及びこども家庭庁各課連名で、周知がありました。

現時点において、支援に係る職員派遣調整について国等からの具体的な要請はありませんが、今後要請があった場合は別途周知をいたします。なお、施設間連携等により福祉避難所等への職員派遣を行った場合の費用については、別添の取り扱いに留意いただきますようお願いいたします。

費用の請求等について、具体的な手続き方法等については、国等から詳細が示され次第お示しする予定としておりますので、ご承知おきください

なお、費用の請求に当たっては、令和 6 年能登半島地震に係る対応を踏まえ、派遣先の避難所等、派遣した期間（開始日・終了日）及び派遣する者等の情報に加え、費用を証する書類（領収書等）が必要となることが想定されますので、適切に記録・保管いただきますようお願いいたします。

（問合せ先）

福祉施設グループ 山田 宮崎

電話 045-285-0738（直通）

電子メール ken-shisetsu@pref.kanagawa.lg.jp